



骨髄ドナー支援事業を開始

～都内自治体では初めて支援対象を在勤在学者に拡大～

と き 8月1日(火) から事業開始

区は、1日から、骨髄バンクを通じて骨髄等を提供した区民（ドナー）およびドナーが勤務する事業所に助成金を交付する「骨髄ドナー支援事業」を開始した。

骨髄等の提供に要した通院（検査）・入院の日数に応じて、ドナー1日あたり2万円、事業所に1日あたり1万円（通算7日を上限）を交付する。

全国で年間約2,000人程度の患者が移植を希望しており、約9割の方は移植可能なドナーが骨髄バンク登録者から見つかるが、ドナーには働き盛りの世代が多く、仕事の都合等で提供に至らないケースも多いことから、助成金を交付し、ドナーの負担を軽減するとともに、ドナー登録者数の増加につなげる。

今回、区は学生や働き盛りの世代の登録を推進するため、都内自治体では初めて助成金交付対象者を区内在勤・在学者に拡大した。

本日までに2件の申請があり、また問い合わせも数件あった。

なお、今月25日には練馬区役所で行われる献血会場において、ドナー登録会および骨髄ドナー支援事業の周知・啓発を実施する。

【支援事業概要】

1 対象者

(1) ドナー

公益財団法人日本骨髄バンクを通じて、骨髄または末梢血幹細胞の提供を完了した方のうち、つぎのいずれかに該当する方。

① 練馬区民の方

② 練馬区に在勤・在学している方で、お住まいの区市町村に同様の制度がない方

※国・地方公共団体および独立行政法人の職員は対象外

(2) 事業所

(1) に該当するドナーが勤務する事業所

2 助成額

骨髄等の提供に要した通院（検査）・入院の日数に応じて、助成金を交付する。

(1) ドナー 1日あたり2万円

(2) 事業所 1日あたり1万円

※ドナー、事業所ともに、通算7日を上限とする

3 申請期間

骨髄等の提供に要した入院または通院の期間の最後の日から1年以内の申請を受け付ける。

4 その他

申請に必要な書類等の詳細は、区ホームページに掲載

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/hoken/ishoku/kotsuzuidonorshien.html>

【参考】区内のドナー登録者数について：2,407人（平成29年3月31日現在）

【問い合わせ】 練馬区 保健予防課 予防係 電話03-5984-2484